

2017年度 立命館大学教職課程「法律学E」講義
定期試験 (2018.01.26 実施) 解説・最終版

2018.01.26. 佐藤

I. 全体的講評

*講義をしっかりと受講すること

自己点検の各項目が講義の要点であり、試験問題と同一であることが理解できたことでしょう。講義をしっかりと受講することが試験対策の最も近道です。

1) 解答の形式について：

論理的文章を書く必要があります。設問として1から4を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1から4の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

2) 個別解答項目について：

1. 論点とは、何が問題であるのか、しっかりと説明することによって、わかるように提示する必要があります。講義テーマは法的論点ではありません。また「～の問題」とか、「～について」などのように、何を言っているのかわからないようなものは論点を提示したことになりません。

2. 新聞記事に書いてある程度の事実関係について判断などできませんから、論点にはなりません。

3. 説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、裁判所判決の説明など。

4. 諸説とは、当事者の主張のことではありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。

5. 諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。場合分けでもありません。

6. したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけはありませんので、どちらが勝訴するかの判断は不可能です。

3) 回答の作成方法について：

いきなり書き始めてはいけません。全体構成と内容を考えてから書き始めてください。

II. 合格率：100%

受験者 11 人、合格者 11 人、不合格者 0 人

内訳は、A+：1人 (9.0%)、A：4人 (36.4%)、B：4人 (36.4%)、C：2人 (18.2%)

*よくできていました。

*法学部専門科目の基準は、A+：5%程度、A：25±5%程度、B：40±5%程度、C：30±5%程度。

III. 個別問題毎の講評

以下の①から⑤の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている法律学上の論点
2. その論点の前提となる法の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

①インシデンツ事件

朝日新聞 2012年 05月 23日 より

山口県光市で1999年に起きた母子殺害事件の死刑囚(31)＝犯行時18歳＝が、著者と出版元を相手取り、自分の実名を記した本の出版差し止めと慰謝料など約1300万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が23日、広島地裁であった。植屋伸一裁判長は

差し止め請求は退けたが、「顔写真などを掲載したことは、原告のプライバシー権を侵害する」として出版元側に計66万円の賠償を命じた。

1. 法律学上の論点

1.要点 : プライバシー侵害の出版物の出版差止が認められるか否か

解答例 : 出版の自由は表現の自由の一環として認められ、表現の自由は、自己実現と民主的統治を理由として、その制約には高度の必要性が求められる。他方でプライバシーも憲法上認められた権利である。出版物がプライバシーを侵害している場合に、出版の差止まで認められるか否か。

2.採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

1.要点 : 法律→憲法 21 条の表現の自由と二重の基準、プライバシー権と憲法 13 条
判例→北方ジャーナル事件・最高裁判決

2.採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

解答例 : 出版の自由は、憲法 21 条に定められている表現の自由の一環である。表現の自由は、表現者の自己実現を妨げられるべきではないこと、それが民主的社會を成り立たせるための基礎であること、を主たる理由として、制限が加えられるためにはそれに高度の必要性がある場合に限定される、という二重の基準論の考え方がとられている。他方で、プライバシー権についての憲法上の明文規定はないが、憲法 13 条の幸福追求権の内容として判例・学生上で承認されている。その内容も、当初は、一人にしておいてもらう権利（他人から干渉されない権利）という内容から、個人情報保護法の立法も経て、自己情報は自分でコントロールできる権利、さらには EU 法などでは、自己情報を削除できる忘れ去られる権利、の内容を含むものと考えられている。

出版物がプライバシーを侵害している場合に、出版差止が認められるか否かについて、北方ジャーナル最高裁判決は、①「公共の利害に関する事項にかかわるもの」でないこと、②「専ら公益を図る目的のものでないことが明白である」こと、③「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある」ことを判断基準としている。

3. 諸説

1.要点 : A 説 プライバシーが侵害されると、被害者が著しく回復困難な損害を被る
B 説 表現の自由の制約は必要最小限にとどめなければならない

2.採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

2.採点基準 : 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

②処分場反対同盟

朝日新聞 2017 年 06 月 19 日より

指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地とされた塩谷町の反対同盟会が 1 7 日夜、塩谷中学校屋内運動場アリーナで大勢の町民を集めて定期総会を開いた。町民が一致団結して「白紙撤回」を勝ち取る運動方針などを決めたが、参加者からは、こうした活動が、国会での採決強行で成立した「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織的犯罪処罰法の対象とされかねないことを懸念する声が出た。昨年 9 月に環境省の副大臣が町役場を訪れた際、役場駐車場に抗議活動をしたことに触れて「金田（勝年）法相は参議院審議の中で、環境保護や人権保護を隠れみのにした団体も組織的犯罪集団に当たることがある、と答弁されている。「共謀罪」の成立要件となる「準備行為」の境界線のあいまいさ、国民に対する説明の不十分さが如実に表れた格好だ。

1. 法律学上の論点

1.要点 : 共謀罪が罪刑法定主義に反するか否か

2.採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

1.要点 : 法律→刑法の大原則としての罪刑法定主義と憲法 31 条、内容・根拠・派生原理
判例→広島市暴走族追放条例事件・最高裁判決で、限定的合憲解釈

2.採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

解答例 : 刑法の大原則が罪刑法定主義であり、憲法 31 条に規定されている。罪刑法定主義とは、ある行為を犯罪として処罰するためには、事前に罪と刑が法律で定まっていなければならないとするものであるが、単に法律で定ま

っているだけでなく、それが自由主義的内容であること、民主主義的手続きによって定まっていることが必要である。この罪刑法定主義からの派生原理として、慣習刑法の排除、刑法の不遑及、類推解釈の禁止、絶対的不定期刑の禁止、刑罰法規の明確性の原理が認められる。

広島市暴走族追放条例事件において最高裁判所は、限定的合憲解釈の立場をとった。これは、文言通りに適用すれば、罪刑法定主義に違反していると考えられるが、適用対象を限定することができ、そのような運用がされるならば、憲法違反とはならない、とする考え方である。

3. 諸説

1. 要点 : A 説 限定的合憲解釈 (適用対象を限定すれば合憲)

B 説 罪刑法定主義違反 (文字通りだと罪刑法定主義違反)

2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容 (とりわけ根拠) が述べられていれば、○

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

③岩国騒音事件

朝日新聞 2015 年 10 月 15 日より

米軍と自衛隊が共同で使う岩国基地 (山口県岩国市) の周辺住民らが、国に騒音被害を訴えた訴訟の判決が 15 日、山口地裁岩国支部であった。光岡弘志裁判長は、過去の被害分として死亡した 1 人を除く原告全員に総額約 5 億 5 8 0 0 万円の損害賠償を支払うよう国に命じた。将来分の賠償は認めなかった。米軍機や自衛隊機の飛行差し止めや、米軍再編に伴う厚木基地 (神奈川県) の空母艦載機移駐の差し止め請求も退けた。

1. 法律学上の論点

1. 要点 : 公害被害が認定されている場合に、公害発生源の差し止めを認めるか否か

2. 採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

解答例 : 所有権は全ての人に対して妨害を排除できる絶対的権利だが、それによって公害被害などの被害が発生した場合、損害賠償の請求はできるが、所有権の行使を差し止めることは、所有権侵害の問題があるので、その可否

2. 法状況の説明

1. 要点 : 法律→所有権とは物に対する全面的・包括的支配権、物権的請求権

判例→公益性・対策を理由に差し止めを認めない

2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1. 要点 : A 説 認める:人格権侵害、B 説 認めない:所有権絶対、公益性

2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容 (とりわけ根拠) が述べられていれば、○

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

④小中学校教員

朝日新聞 2017 年 10 月 09 日より

陸上部の顧問を務める東京都の公立中学校の女性教諭 (25) は土日も部活の練習や大会があり、月に 1 回休めるかどうかの生活が続いた。平日も忙しく、「朝の授業前にトイレに行ったら、部活が終わる夜まで一度も行けない日もある」と話す。膀胱 (ぼうこう) 炎は教員の職業病とも言われている。

1. 法律学上の論点

1. 要点 : 労働契約に従って働くので、残業義務も労使合意によって発生する。

就業規則に残業義務の規定があって、そのもとで異議を述べずに働いていると

黙示の合意があったとして、残業義務が発生するか否か

2. 採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点 : 法律→労働時間法:原則として、週 40 時間・一日 8 時間の上限規制で、違反には刑罰

残業させるには、36 協定締結と、割増賃金支払いが必要。

この規定は使用者に対する免罰効果のみであり、残業義務には合意が必要
判例→日立武蔵事件・最高裁判決で、就業規則の規定を根拠として包括的合意

2.採点基準：部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1.要点 : A説 包括的合意。理由は、就業規則によるという合意がある
B説 個別的合意。理由は、個人の権利

2.採点基準：説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

2.採点基準：自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

⑤母子家庭

朝日新聞 2009年 08月 18日より

厚生労働省によると、全国の母子世帯（祖父母との同居を除く）は05年調査で74万9048世帯。年間平均総収入は213万円（06年）で、子どもがいる一般世帯の約3割しかない。生活保護を受給しているのは母子世帯の1割程度で、純子さんのように100万円台の年収でしのいでいる世帯も多いのが実態だ。こうした現実について、母子家庭の支援に取り組むNPO法人サポート唯の理事は「子どもの独立後も1人で生きていくすべを考えると、生活保護の受給とある程度の貯蓄は必要になる。」と訴える。

1. 法律学上の論点

1.要点 : 活保護費を節約して将来の不安に対する貯蓄をした場合、それは資産認定されるか

2.採点基準：項目があれば、△。説明がされていれば、○

2. 法状況の説明

1.要点 : 法律→憲法 25条、生活保護法の原理（無差別平等、生存権保障、補足性）
補足性原理→資産・能力活用・扶養義務

判例→生活保護の目的に反しない限り可能（加藤訴訟・最高裁判決）

2.採点基準：部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1.要点 : A説→生活保護費は最低限度の生活を営むもの、貯蓄できるのは最低限度でなかった
B説→保護費の合理的利用は受給者による、将来の不安への備えは正当

2.採点基準：説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

2.採点基準：自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

第15回講義のまとめ

1)内容：a)生活保護費を節約して将来の不安に対する貯蓄をした場合、それは資産認定されるか

b)法律→生活保護法の原理（無差別平等、生存権保障、補足性）

補足性原理→資産・能力活用・扶養義務

判例→生活保護の目的に反しない限り可能（加藤訴訟・最高裁判決）

c)A説→生活保護費は最低限度の生活を営むもの、貯蓄できるのは最低限度でなかった

B説→保護費の合理的利用は受給者による、将来の不安への備えは正当

℃説→原則として貯蓄できないが、生活保護の趣旨に合致した目的・手段であれば可能

[課題提出者数]

	9/29	10/06	10/13	10/20	10/27	11/03	11/10	11/17	11/24	12/01	12/08	12/15	12/22	01/05	01/12
2回	4	3	4	4	3	4	3	2	3	3	3	2	3	2	3
3回	7	7	7	3	7	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7
4上	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2
合計	12	11	12	9	12	12	12	9	12	12	12	11	11	11	12